

# お知らせ

建設工事の低入札価格調査制度における

## 『失格基準価格』

の算出方法を変更します。

### 1 失格基準価格の算出方法

#### 1 算出式による場合

- ・直接工事費×75%
- ・共通仮設費×75%
- ・現場管理費×75%
- ・一般管理費等×50%

左記合計額×1.1(消費税) ⇒ 失格基準価格

#### 2 算出式によらない場合

設計金額の10分の7以上であって調査基準価格未満の範囲内で市長が定める額を失格基準価格とする。

※失格基準価格未満の場合は **失格** となります。

### 2 適用時期

令和2年4月1日以降に公告又は指名通知をするものから適用します。

問い合わせ先：所沢市総務部契約課

電話番号：04-2998-90058